

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 7 月 16 日号をお送りします。

===== Index=====

▼ 法令情報

>>> ソフトウェア開発の法人税優遇税制に関する改正

>>> 労働災害・職業病基金の保険料率に関する改正

>>> 電子インボイスの強制適用開始時期

----------*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*
==*-----*-----*

■—法令情報—————■

【税制】 ソフトウェア開発の法人税優遇税制に関する改正

=====
=====◆◇◆◇◆

情報通信省は、2020 年 7 月 3 日付で通達 Circular 13/2020/TT-BTTTT を発行した。
当通達は、ソフトウェア開発の法人税優遇税制に関して規定しており、
2014 年 11 月 18 日付通達 Circular16/2014/TT-BTTTT の改正通達である。
当通達は 2020 年 8 月 19 日より有効となるため、関連する企業は留意いただきたい。

当通達によると、ソフトウェア開発の工程は次の通り規定される。

1. 要件定義：機能、特徴、コンテキスト等ソフトウェアの要件を決めることが該当する
2. 分析・設計：要件の仕様、アルゴリズムの設定等が該当する
3. プログラミング・コーディング
4. 検査・テスト
5. 完了・梱包
6. インストール・移送・使用案内・メンテナンス
7. 配布・販売・リース

当通達では、法人税の優遇税制を適用するために、上記のうち 1 もしくは 2 の工程を必ず含むこと、

および自社業務の各工程を証明する書類を有することが必要と規定された。

また、当通達によると、ソフトウェア開発を実施する企業には、以下の義務が課される。当義務に違反した場合、税務調査において優遇税制を否認される可能性があると思定されるため留意いただきたい。

- ソフトウェア開発の優遇税制に関する証明書類の正確性について責任を負い、かつ業務が各工程に適合するか自社で確定する。
- ソフトウェアの情報および実施工程、適用税率について、情報通信省情報技術局に毎年報告する。
- ソフトウェアおよびソフトウェア開発活動が知的財産法およびその他関連法令に違反しないことを保障する。

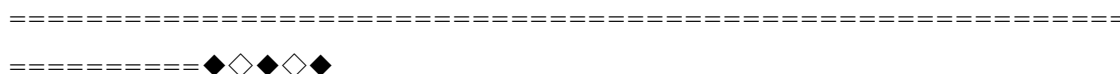
なお、優遇税制は条件を満たしていないことを理由に税務調査で否認される可能性もあるため、適用される際には弊社のような税務専門家の意見を聞くことや、オフィシャルレターで管轄の税務局に意見を聞くことをお勧めする。

参考文献

2020年7月3日付通達 Circular 13/2020/TT-BTTTT



【労働】 労働災害・職業病基金の保険料率に関する改正



ベトナムの強制保険の一部である労働災害・職業病基金の保険料率に関する政令 Decree 58/2020/ND-CP 号が 2020 年 7 月 15 日に発行された。当政令は 2017 年 4 月 14 日付の政令 Decree 44/2017/ND-CP 号の改正政令となり、以下が要点である。

1. 企業負担の労働災害・職業病基金の保険料率は 0.5%となる。
2. 労働災害・職業病の危険性が高い事業を行う企業である場合、以下の条件全てを満たせ

ば、

企業負担の労働災害・職業病基金の保険料率は 0.3%となる。

- ・申請時点より直近 3 年間、行政違反による罰金を課されていない、かつ労働安全衛生における違反による刑事責任を追及されていない。
 - ・申請時点より直近 3 年間の労働災害および労働安全衛生の報告が誠実かつ不備不足無く、規定通りの内容で提出期限内に実施されている。
 - ・申請時点より直近 1 年間の労働災害頻度が 3 年前の平均頻度より 15%以上軽減している。
- または、申請時点より直近 3 年間労働災害が発生していない。

草案段階では企業負担の当保険料率は 0.7%へ引き上げる案が提案されていたが、最終的には上記の通り確定した。なお、労働者負担の当保険料率は従来と変わらず 0%となる。

【税制】 電子インボイスの強制適用開始時期

=====

=====◆◇◆◇◆

電子インボイスに関する政令 Decree119/2018/ND-CP 号第 35 条 2 項によると、2020 年 11 月 1 日付以降、各企業・個人は電子インボイスを使用しなければならないと規定されていた。

一方、税務管理法第 38/2019/QH14 号において、電子インボイスの使用が義務付けられるのは 2022 年 7 月 1 日からと規定された。

したがって、上記 2 つの法令では電子インボイスの強制適用開始時期に相違点がある。この問題を明確にするため、税務総局はオフィシャルレター Official letter 2578/TCT-CS 号を発行した。

当オフィシャルレターによれば、財務省が税務管理法第 38/2019/QH 号の詳細規定を発行するまでは、

政令 Decree119/2018/ND-CP 号および当政令の詳細規定である通達 Circular68/2019/TT-BTC 号に

基づくとのことである。つまり、税務管理法第 38/2019/QH 号の詳細規定が発行されるまでは、

2020年11月1日より電子インボイスが強制適用開始になると考えられる。

今後も情報がアップデートされた際には、当ニュースレターでも共有させていただく。

参考法令

- ・2020年6月23日付オフィシャルレターOfficial letter2578/TCT-CS号
- ・2020年5月5日付オフィシャルレターOfficial letter4356/CT-TTHT号

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を1月31日に発売いたしました。

http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
